平成 23 年 11 月 14 日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第７条第１項に規定する説明書類（平成 23 年 9 月末現在）

岡崎信用金庫

第１　府令第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

１．「金融円滑化管理方針」を平成 22 年 1 月 27 日に定め、当該措置の実施に関する方針を明記しました。

２．上記１にあわせて、「地域金融円滑化のための基本方針」を平成 22 年 1 月 29 日に定め、当金庫の取組方針などを、ホームページ上で公開しました。

＜当金庫の取組方針＞

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。 私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

３．「金融円滑化管理規程」を平成 22 年 1 月 27 日に定め、当該措置に係る体制を明記しました。

＜金融円滑化の管理体制＞

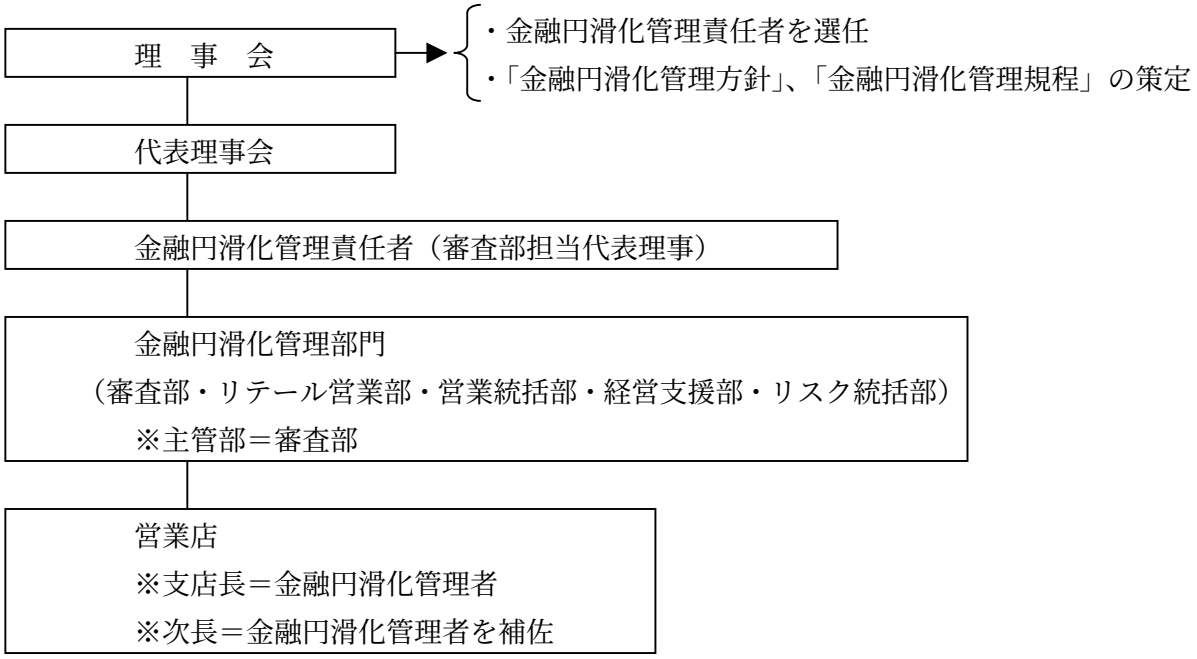

第２　府令第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

１．平成 22 年 1 月 27 日に定めた「金融円滑化管理規程」に、金融円滑化管理に係る報告体制を明記しました。

２．平成 22 年 2 月 2 日に「金融円滑化マニュアル」を制定し、貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き等について明記しました。

第３　府令第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

中小企業者・住宅資金借入者からの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等に関する相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう以下のとおり、本部に専用窓口を設置しました。

＜苦情相談窓口＞

岡崎信用金庫　営業統括部顧客相談室　電話番号０５６４－２５－７２１２（直通）

第４　府令第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

お客様の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、審査部内に「円滑化対応グループ」を設置し、金融円滑化や事業再生に向けて積極的に取り組んでいます。

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

（別表1）　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16,753	79,330	126,018	183,899	222,994	273,952	332,069	387,312				
うち、実行に係る貸付債権の額	7,450	64,956	112,968	167,935	212,012	261,771	311,141	366,910				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	651	854	960	1,277	1,526	1,658	1,753				
うち、審査中の貸付債権の額	9,121	12,479	10,062	11,990	5,921	6,048	13,823	8,971				
うち、取下げに係る貸付債権の額	179	1,241	2,130	3,012	3,780	4,605	5,445	9,677				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	1,245	13,760	25,992	36,343	45,194	59,132	72,625	87,872				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	74	193	272	458	560	593	667				

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

（別表2）　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	625	2,732	4,731	6,665	8,532	10,558	12,818	14,991				
うち、実行に係る貸付債権の数	307	2,213	4,136	6,081	7,870	9,885	11,838	14,110				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	14	31	45	64	78	88	103				
うち、審査中の貸付債権の数	309	450	462	387	394	345	596	398				
うち、取下げに係る貸付債権の数	9	55	102	152	204	250	296	380				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	100	996	1,832	2,634	3,303	4,255	5,197	6,317				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	5	20	30	44	53	60	72				

第6　法第5条に基づく措置の実施状況

（別表5）　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	426	1,832	3,047	4,110	5,001	5,798	6,680	7,611				
うち、実行に係る貸付債権の額	11	926	1,916	2,755	3,458	4,212	4,843	5,381				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	9	58	88				
うち、審査中の貸付債権の額	386	663	511	462	525	312	333	365				
うち、取下げに係る貸付債権の額	28	243	619	892	1,017	1,263	1,446	1,777				

第6　法第5条に基づく措置の実施状況

（別表6）　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	43	171	248	332	411	475	544	610				
うち、実行に係る貸付債権の数	2	84	172	237	290	359	406	449				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	2	4	7				
うち、審査中の貸付債権の数	40	68	37	34	47	24	29	26				
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	19	39	61	74	90	105	128				